**平成２１年（フ）第５８１号**
盛岡市厨川１丁目２番３号、旧住所盛岡市玉山区巻堀字幅下９番地７
債務者　大澤　清美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２１年（フ）第４３２号**
群馬県伊勢崎市境三ツ木228－６　アライハイツＢ－202、住民票上の住所群馬県伊勢崎市山王町1076番地２　県営住宅147
債務者　石田　　崇
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第４３６号**
群馬県前橋市朝倉町886番地２　阿佐美貸住宅北
債務者　長谷川　勝
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第４４２号**
群馬県前橋市箱田町796番地１　イズハイツ103号
債務者　橋本　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第４５９号**
群馬県伊勢崎市柴町377番地１
債務者　金子　初子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第４６１号**
群馬県伊勢崎市今泉町２丁目1066番地２
債務者　大谷　幸夫
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第４６４号**
群馬県前橋市鳥取町289番地
債務者　平林　貞雄
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第４６７号**
群馬県前橋市青柳町71番地４
債務者　白石　　隆
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第４６８号**
群馬県前橋市青柳町71番地４
債務者　白石美代子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第４７５号**
群馬県前橋市城東町２丁目２番12号
債務者　堀　　知弘
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第４８０号**
群馬県前橋市西片貝町５丁目27番地14－401号
債務者　宮川　官子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第４８２号**
群馬県伊勢崎市境下渕名2086番地５
債務者　小暮　雅代（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第３０９号**
愛知県丹羽郡扶桑町大字高木291　サンハイツ白山206号室、住民票上の住所愛知県江南市勝佐町若宮144番地
債務者　甲斐　末喜
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２１年（フ）第３４１号**
愛知県一宮市森本２丁目４番９号
債務者　主島　孝志
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２１年（フ）第１１２３号**
京都市右京区梅津上田町47番地の10
債務者　なごし技術研究所こと　名越　晴雄
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１２７１号**
京都府八幡市男山八望１番地　Ｃ８－304
債務者　軽澤　賢二
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１４８１号**
京都市左京区下鴨松原町51番地
債務者　出原美津子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第５０９号**
堺市中区毛穴町326番地１、前住所堺市中区東山259番地17
債務者　中野美紀子（旧姓平海）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係